

令和6年 第16回 福岡市東区選挙管理委員会

10月27日（日）

【 議 題 】

- 1 議案第56号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第57号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第 56 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年10月27日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 397 人 |
| | 内訳 死亡者 | 153 人 |
| | 市外転出者 | 244 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年10月27日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(略) 市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和6年10月27日 投票区別抹消者数一覧

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2	1	3	5	7	12	7	8	15
2馬出第二	0	0	0	3	2	5	3	2	5
3箱崎第一	0	4	4	4	4	8	4	8	12
4箱崎第二	0	0	0	3	2	5	3	2	5
5箱崎第三	2	4	6	1	3	4	3	7	10
6宮松第一	0	3	3	8	5	13	8	8	16
7宮松第二	4	1	5	1	3	4	5	4	9
8宮松第三	1	2	3	5	5	10	6	7	13
9松島第一	2	0	2	2	4	6	4	4	8
10松島第二	1	0	1	9	6	15	10	6	16
11名島第一	2	3	5	6	1	7	8	4	12
12名島第二	1	2	3	2	1	3	3	3	6
13千早	2	1	3	5	8	13	7	9	16
14千早西	1	0	1	2	2	4	3	2	5
15香陵	3	2	5	1	0	1	4	2	6
16香椎浜	2	2	4	0	1	1	2	3	5
17城浜	2	0	2	2	1	3	4	1	5
18舞松原第一	1	1	2	0	0	0	1	1	2
19舞松原第二	2	3	5	2	4	6	4	7	11
20若宮第一	0	2	2	1	0	1	1	2	3
21若宮第二	1	0	1	1	3	4	2	3	5
22香椎第一	4	4	8	3	2	5	7	6	13
23香椎第二	0	1	1	9	2	11	9	3	12
24香椎下原第一	1	1	2	2	0	2	3	1	4
25香椎下原第二	1	3	4	7	6	13	8	9	17
26香椎東第一	3	1	4	0	2	2	3	3	6
27香椎東第二	3	1	4	1	1	2	4	2	6
28香住ヶ丘第一	3	5	8	2	4	6	5	9	14
29香住ヶ丘第二	1	3	4	4	1	5	5	4	9
30和白第一	1	2	3	2	2	4	3	4	7
31和白第二	1	4	5	3	3	6	4	7	11
32三苦	1	2	3	3	1	4	4	3	7
33奈多第一	2	2	4	3	1	4	5	3	8
34奈多第二	0	0	0	1	0	1	1	0	1
35美和台第一	0	2	2	0	1	1	0	3	3
36美和台第二	0	5	5	3	3	6	3	8	11
37和白東第一	4	3	7	5	3	8	9	6	15
38和白東第二	1	2	3	1	2	3	2	4	6
39西戸崎第一	5	1	6	0	0	0	5	1	6
40西戸崎第二	0	0	0	1	0	1	1	0	1
41志賀第一	1	0	1	0	0	0	1	0	1
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	1	0	1	0	0	0	1	0	1
44照葉第一	0	1	1	3	0	3	3	1	4
45照葉第二	0	2	2	1	2	3	1	4	5
46多々良第一	3	3	6	8	8	16	11	11	22
47多々良第二	1	0	1	1	0	1	2	0	2
48八田	3	1	4	1	3	4	4	4	8
49青葉第一	0	0	0	2	2	4	2	2	4
50青葉第二	2	2	4	2	2	4	4	4	8
合計	71	82	153	131	113	244	202	195	397

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和6年10月14日現在登録者数			令和6年10月27日消抹者数			令和6年10月27日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,780	3,095	5,875	7	8	15	2,773	3,087	5,860
2馬出第二	2,202	2,357	4,559	3	2	5	2,199	2,355	4,554
3箱崎第一	2,747	3,162	5,909	4	8	12	2,743	3,154	5,897
4箱崎第二	3,113	3,095	6,208	3	2	5	3,110	3,093	6,203
5箱崎第三	2,821	3,285	6,106	3	7	10	2,818	3,278	6,096
6宮松第一	3,096	2,822	5,918	8	8	16	3,088	2,814	5,902
7宮松第二	3,897	3,957	7,854	5	4	9	3,892	3,953	7,845
8宮松第三	3,208	2,921	6,129	6	7	13	3,202	2,914	6,116
9松島第一	3,091	2,590	5,681	4	4	8	3,087	2,586	5,673
10松島第二	3,272	3,335	6,607	10	6	16	3,262	3,329	6,591
11名島第一	4,563	5,000	9,563	8	4	12	4,555	4,996	9,551
12名島第二	1,939	2,120	4,059	3	3	6	1,936	2,117	4,053
13千早	4,773	6,127	10,900	7	9	16	4,766	6,118	10,884
14千早西	2,534	2,958	5,492	3	2	5	2,531	2,956	5,487
15香陵	2,227	2,660	4,887	4	2	6	2,223	2,658	4,881
16香椎浜	2,685	3,543	6,228	2	3	5	2,683	3,540	6,223
17城浜	994	1,479	2,473	4	1	5	990	1,478	2,468
18舞松原第一	1,758	2,018	3,776	1	1	2	1,757	2,017	3,774
19舞松原第二	2,203	2,606	4,809	4	7	11	2,199	2,599	4,798
20若宮第一	2,412	2,686	5,098	1	2	3	2,411	2,684	5,095
21若宮第二	1,420	1,472	2,892	2	3	5	1,418	1,469	2,887
22香椎第一	2,835	3,124	5,959	7	6	13	2,828	3,118	5,946
23香椎第二	2,523	2,913	5,436	9	3	12	2,514	2,910	5,424
24香椎下原第一	1,654	1,645	3,299	3	1	4	1,651	1,644	3,295
25香椎下原第二	4,644	4,211	8,855	8	9	17	4,636	4,202	8,838
26香椎東第一	2,956	3,181	6,137	3	3	6	2,953	3,178	6,131
27香椎東第二	2,463	2,717	5,180	4	2	6	2,459	2,715	5,174
28香住ヶ丘第一	4,646	4,492	9,138	5	9	14	4,641	4,483	9,124
29香住ヶ丘第二	2,403	2,755	5,158	5	4	9	2,398	2,751	5,149
30和白第一	2,452	2,557	5,009	3	4	7	2,449	2,553	5,002
31和白第二	2,802	3,200	6,002	4	7	11	2,798	3,193	5,991
32三苦	3,591	3,823	7,414	4	3	7	3,587	3,820	7,407
33奈多第一	2,332	2,690	5,022	5	3	8	2,327	2,687	5,014
34奈多第二	1,168	1,375	2,543	1	0	1	1,167	1,375	2,542
35美和台第一	2,923	3,327	6,250	0	3	3	2,923	3,324	6,247
36美和台第二	3,223	3,771	6,994	3	8	11	3,220	3,763	6,983
37和白東第一	2,616	2,817	5,433	9	6	15	2,607	2,811	5,418
38和白東第二	2,414	2,656	5,070	2	4	6	2,412	2,652	5,064
39西戸崎第一	1,805	2,044	3,849	5	1	6	1,800	2,043	3,843
40西戸崎第二	594	651	1,245	1	0	1	593	651	1,244
41志賀第一	417	480	897	1	0	1	416	480	896
42志賀第二	71	100	171	0	0	0	71	100	171
43志賀第三	104	107	211	1	0	1	103	107	210
44照葉第一	1,340	1,400	2,740	3	1	4	1,337	1,399	2,736
45照葉第二	3,735	4,166	7,901	1	4	5	3,734	4,162	7,896
46多々良第一	4,878	4,361	9,239	11	11	22	4,867	4,350	9,217
47多々良第二	1,023	1,168	2,191	2	0	2	1,021	1,168	2,189
48八田	2,503	3,124	5,627	4	4	8	2,499	3,120	5,619
49青葉第一	2,518	2,981	5,499	2	2	4	2,516	2,979	5,495
50青葉第二	1,951	2,171	4,122	4	4	8	1,947	2,167	4,114
合計	126,319	137,295	263,614	202	195	397	126,117	137,100	263,217

議案第 57 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年10月27日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

1 抹消する者の数 1人

内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 1人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和6年10月27日

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	36人	女	89人
計	125人		
(R6. 10. 27 委員会終了後)			

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の11第2号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。